

平成 3 0 年 4 月 総会議事録

日 時 平成 30 年 4 月 26 日 (木)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 128 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 平成 30 年 4 月 26 日 (木)
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 20 分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 128 会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画について
議案第 5 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
議案第 6 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 7 号 農用地利用配分計画案について (農地中間管理事業関係)
 - (2) 報告
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 5 号 現況証明について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 内藤 喜章	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 —	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

6 欠席委員 松井 一郎

7 職務のため出席した者

事務局

事務局長 鈴木孝昌
 主幹 及部祥宏
 主査 恒川照崇
 主任主事 大和田拓
 主事 菊池亮輔
 主事 小口博之

農業企画課

専門員 福井恒夫
 主事 長谷川貴紀
 主事 森本裕之

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 4 月総会を開会いたします。

内藤会長、よろしくお願いいたします。

議長

<あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、議席番号 20 番松井一郎委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

なお、出席委員は、24 名中 23 名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から2名指名したいと思います、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号23番村松史子委員、同24番渡辺政明委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、13日の書類説明会、農業委員による現地調査、20日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

20日の農地審査会以降、農地法第3条関係の変更、取下げ、保留はございません。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

20日の審査会以降、4、5条関係におきましては特に変更取下げ等はございません。

よろしくお願いします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第1号、1ページ及び2ページをお願いします。

取得目的について、番号1番、5番、6番、7番は隣接農地を取得する案件、番号2番は経営規模拡大を図るため農地を受贈する案件、番号3番、4番はそれぞれ母、叔父から農地を使用貸借し経営規模拡大を図る案件、番号8番は近接農地を取得する案件です。なお、番号2番3番4番は同時申請、番号7番8番も同時申請です。

権利の種類について、番号1番、2番、5番、6番、7番は

所有権の移転です。番号 3 番、4 番、8 番は使用貸借による権利の設定です。

農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第 1 号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具の保有状況は、全案件とも、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、番号 5 番は申請者 1 名ですが、繁忙期には同居の親族が手伝っています。その他の案件は、すべて 2 名以上の農作業従事者がいます。番号 7 番 8 番の同時申請者は申請者が 70 歳以上の高齢者ではありますが、高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題はなく、後継者の存在も認められます。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、番号 1 番の所有農地のうち 3 筆は周辺同様竹林化しており、それぞれ農業委員の方に耕作に供さない土地であることを確認していただきました。その他の土地につきましては、耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われます。

第 2 号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第 3 号、信託の引受けについては、該当ありません。

第 4 号、取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも、申請者が 150 日以上従事しています。

第 5 号、取得後に下限面積の 50a に達するかどうかについて、番号 2 番 3 番 4 番同時申請の案件は、許可後 5,353.40 m²になります。番号 7 番 8 番同時申請の案件は、許可後 5,067 m²になります。その他の案件については、申請前から 50a 以上あります。

第 6 号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第 7 号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

	質疑、意見のある方は、発言願います。
委員	「進行」
議長	進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
	これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。
委員全員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。
	よって本案は、原案のとおり、許可することに決しました。
	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。
	内容については、事務局に説明を求めます。
事務局	はい、議長。説明させていただきます。
	議案第2号、3ページをお願いします。
	転用目的については、番号1番が自己用住宅、番号2番が農業用倉庫等、番号3番が太陽光発電設備です。
	農地種別については、3種農地と判断されるのは番号1番です。1種農地と判断されるのは、番号1番、2番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。
	資力については、自己資金は、番号1番です。借入金のみは番号2番、3番です。
	信用性については、番号2番は、始末書が添付されています。
	その他の案件については、特段の疑義はありません。
	転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも該当ありません。
	遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、番号2番は、すでに完了しております。その他の案件については、平成30年6月1日から平成30年6月20日までに着工し、平成30年8月31日から平成30年10月31日までに完了する計画である記載があります。
	他の行政庁の許可・認可等については、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号1番、2番です。その他の案件については、該当ありません。
	農地以外の土地の利用見込みについては、番号2番は申請外宅地等が1,672㎡あります。その他の案件については、該当ありま

せん。

計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、全案件とも、隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である旨の記載があります。

一時転用については、該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から20番までの20件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第3号、4ページから6ページをお願いします。

権利の種類について、所有権移転は、番号1番、3番から5番、12番、14番から16番、18番、20番です。賃借権の設定は、番号2番、10番、17番、19番です。使用貸借による権利の設定は、番号6番から9番、11番、13番です。

転用目的については、番号1番、7番、10番、14番から16番、18番、19番が太陽光発電設備、番号2番、17番、20番が駐

車場、番号3番から5番が自己用住宅、番号6番、8番、9番、13番が分家住宅、11番が農業用住宅、12番が事務所等です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号3番から5番、8番、19番です。2種農地と判断されるのは、番号2番、9番、12番、13番、16番、17番です。1種農地と判断されるのは、番号1番、6番、7番、10番、11番、14番、15番、18番、20番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。

資力について、自己資金及び借入金は、番号1番、13番です。自己資金のみは、番号2番から5番、7番、10番、12番、17番、20番です。借入金のみは、番号6番、8番、9番、11番、14番から16番、18番、19番です。

信用性について、番号2番は、始末書が添付されています。その他の案件については、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者について、番号6番は地上権者の独立行政法人 水資源機構の同意書が添付されています。その他の案件は、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性について、番号2番は、すでに完了しております。その他の案件については、平成30年5月20日から平成30年6月20日までに着工し、平成30年5月31日から平成30年12月31日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号3番から6番、8番、9番、11番から13番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについて、番号1番は申請外地が268.23㎡、番号12番は申請外宅地が2,132.11㎡あります。

その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、3番、5番、7番、8番、10番、12番、14番から18番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、

番号2、3番、4番、6番、9番、11番、13番、19番、20番です。

一時転用については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

農地中間管理事業による利用権設定の番号1番から62番までの62件、及び所有権移転の番号1番から4番までの4件、合計66件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第4号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、3月23日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転件について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第18条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、4件12筆12,618㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、さる4月20日の農地審査会において、鈴木延安委員、神谷

明男委員、伊藤英二委員、中島博文委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である

1 号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

2 号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

また、農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定する案件 62 件 97 筆 93, 141. 71 m²につきましても、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、ご審査をお願いするものでございます。なお、嵐池地区におきましては、換地後の筆で集計しております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 5 号「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 5 号 7 ページをご覧ください。

	議案第 5 号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。
	番号 1 番は、施設園芸による経営です。特例農地の 2 筆はハウスにおける大葉の栽培です。
	この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の皆さんに、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。
	なお、市街化区域内の農地は特例適用農地全てが該当いたします。
	以上です。
議 長	内容については、ただいまの説明のとおりです。
	それでは質疑に入ります。
	質疑、意見のある方は、発言願います。
委 員	「進 行」
議 長	進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
	これより採決に入ります。
	本案については、適格者証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。
委員全員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。
	よって本案は、さよう決しました。
	続きまして、議案第 5 号「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。
	番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。
	内容については、事務局に説明を求めます。
事務局	はい、議長。説明させていただきます。
	議案第 6 号 8 ページ及び 9 ページをご覧ください。
	議案第 6 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。
	番号 1 番は、畑作及び果樹による経営です。特例農地の 1 筆はネギ等野菜の栽培、2 筆は柿等果樹の栽培、1 筆は保全管理です。
	番号 2 番は、施設園芸による経営です。特例農地の 7 筆はハウスにおける大葉の栽培です。

番号3番は、畑作及び果樹による経営です。特例農地の1筆はネギ等野菜の栽培、4筆は柿等の果樹の栽培です。

番号4番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の1筆は水稻の栽培、1筆はサツマイモの栽培、1筆は保全管理です。

番号5番は、稲作による経営です。特例農地の1筆は水稻の栽培です。

番号6番は、畑作による経営です。特例農地の21筆はスイカ等の栽培、1筆は保全管理です。

番号7番は、水稻による経営です。特例農地の2筆は水稻の栽培です。

この7件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の委員の皆さんに、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は、番号1番に3筆、番号2番及び3番の特例適用農地全てが該当いたします。

以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きして、議案第7号「農用地利用配分計画案について」の番号4番から6番までの3件については、福井直子委員が役員を務める農地所有適格法人が借り受けるため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

福井委員は、関係案件のみ一時退席をいたしますのでよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、「議題第 7 号農地利用配分計画案について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。

議案第 7 号、農用地利用配分計画案について、説明させていただきます。

農地中間管理事業についてですが、先程の議案第 4 号「農用地利用集積計画」は、土地所有者から農地中間管理機構事業を行います愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）への貸付けになりまして、「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を作成・決定し、豊橋市において公告することで行われます。

一方で、愛知県農業振興基金から耕作者に貸し出す場合は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項の規定により、本議案で審議する「農用地利用配分計画案」を作成し、豊橋市から愛知県農業振興基金に提示し、更に、愛知県において農地利用配分計画案を公告・縦覧することとなります。

今回の案件につきましては、12 件 97 筆 93, 141. 71 m²となっております。

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項で

- 1 号 計画の内容が、基本方針および事業規程に適合することであること
- 2 号 賃借権の設定等を受ける者が、農地中間管理機構において公表されている者
- 3 号 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件、
 - イ 農用地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められること
 - ロ 事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

の各要件を満たしております。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見をお願いするものでございます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、番号 4 番か

ら 6 番までの 3 件とそれを除いた案件とに分けて審議していただくということで進めて参りたいと思います。

まず、番号 1 番から 12 番までのうち番号 4 番から 6 番までの 3 件を除いた 9 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案についての農業委員会の意見は「同意する」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見はさよう決しました。

福井直子委員は退席してください。

それでは、番号 4 番から 6 番までの 3 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発表を願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案についての農業委員会の意見は「同意する」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見はさよう決しました。

福井直子委員は復席してください。

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の 16 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 21 番までの 21 件については、相

続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。
それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 11 番までの 11 件、及び 21 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 45 番までの 45 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 28 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 29 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、4 月 20 日付けで 証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番及び 3 番は宅地課税、2 番は農業用施設課税、4 番は雑種地課税となっています。

報告は以上です。

議 長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前 10 時 9 分中断)

<農地銀行運営委員会議>

議 長

総会を再開いたします。 (午前 10 時 11 分再開)

次に連絡事項をお願いいたします。

事務局

<連絡事項>

議 長

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前 10 時 20 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 30 年 4 月 26 日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(23 番 村松 史子 委員)

議事録署名者
(24 番 渡辺 政明 委員)